

第5期相生市行財政健全化計画

～未来の礎を築く新たな改革へ～

令和8年度～令和12年度

相 生 市

目次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
第1章 計画の内容		
1 第5期相生市行財政健全化計画	・ ・ ・ ・ ・	2
第2章 短期健全化		
1 取組事項	・ ・ ・ ・ ・	6
2 アセスメントシートによる再検証	・ ・ ・ ・ ・	7
3 アセスメントシートの指標の説明、考え方	・ ・	9
第3章 中長期健全化		
1 取組事項	・ ・ ・ ・ ・	12
2 アクションプログラム	・ ・ ・ ・ ・	13
資料集	・ ・ ・ ・ ・	23

はじめに

本市では、平成17年度に第1期行財政健全化計画を策定して以降第4期行財政健全化計画にわたり継続的に行財政改革に取り組んでおり事務事業の見直しや人件費の抑制を図ることで、安定した行財政運営につなげてきました。

しかしながら、自治体の行財政運営を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化など、絶えず変化しています。

近年、新たな未来社会として国が提唱する、ICTの利活用をはじめとするDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進がより一層求められるようになりました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や激甚化・頻発化する風水害、エネルギー価格をはじめとした物価高騰、人件費高騰など、社会環境は大きく変容し、予測困難な社会変化への対応が求められています。

そうした中でも、本市の未来を輝かしいものにするために、時代の変化に応じた行財政改革にチャレンジし続けることが重要です。

第6次相生市総合計画に掲げる「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」を目指すべく、市民の皆様のご理解やご協力をいただきながら、「第5期相生市行財政健全化計画」の取組みを推進します。

1 第5期相生市行財政健全化計画

(1) 計画の趣旨

第6次相生市総合計画によるまちづくり目標の実現に向け、本市を取り巻く社会経済情勢が厳しい中であっても、持続可能な財政運営を行いつつ、複雑化・多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、現状の課題解決を図るため行財政健全化計画を策定します。

(2) 基本方針

収支均衡を目標とし、早期に実質単年度収支の黒字化（2億5千万円の収支改善）を図るとともに、持続可能な行政基盤を整えるため、3つの基本方針として、「財政改革」、「行政改革」、「組織改革」を推進し、スマートインターチェンジ誘致や新しい保育施設の整備など未来への投資を行います。具体的な実施内容について、毎年度ローリングで計画を見直すことで、複雑多様化する市民ニーズに対応します。

(3) これからの行財政健全化

日本の人口は近年減少局面を迎えており、高齢化率も増加しています。

本市の総人口も毎年減少しており、令和7年3月末時点では26,889人となっています。

また、エネルギー価格をはじめとした物価高騰、人件費高騰などの社会情勢の変化や、公共施設の老朽化に伴う更新経費などにより、本市の財政状況は今後も厳しく、将来にわたり市民に質の高い行政サービスを安定して提供していくため、引き続き持続可能な財政運営を行わなければなりません。

複雑多様化する市民ニーズに的確に対応し、現状の課題解決を図り、スマートインターチェンジ誘致や新しい保育施設の整備など未来への投資を行うためには、早急に収支均衡を図り、継続して実質単年度収支黒字化を安定的に行う必要があります。

ア 実質単年度収支黒字化

実質単年度収支とは、単なる歳入と歳出との差ではなく、そこから、さらに翌年度へ繰り越される事業に対する財源、前年度からの繰越財源、基金（貯金）への積立や取崩しなどを差し引きしたもので、単年度における実質的な収支を表します。つまり、実質単年度収支が黒字化となれば、その年度は歳出よりも歳入が多い状態となった事を表します。本市において過去10年間で実質単年度収支黒字化を達成した年度は、令和3年度及び令和6年度（見込み）の2年となっています。健全な財政運営を安定的に行うためには、継続した実質単年度収支黒字化への取組みが必要となります。

イ 収支見通し

今後の財政収支見通しについて、歳入では、根幹となる市税において、労働人口の減少により増収が見込めない状況であり、地方交付税についても先行きが不透明であることなどから、今後は減少傾向になるものと試算しています。

歳出では、少子高齢化により社会保障費や介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金は現状を下回ることはない試算をしています。

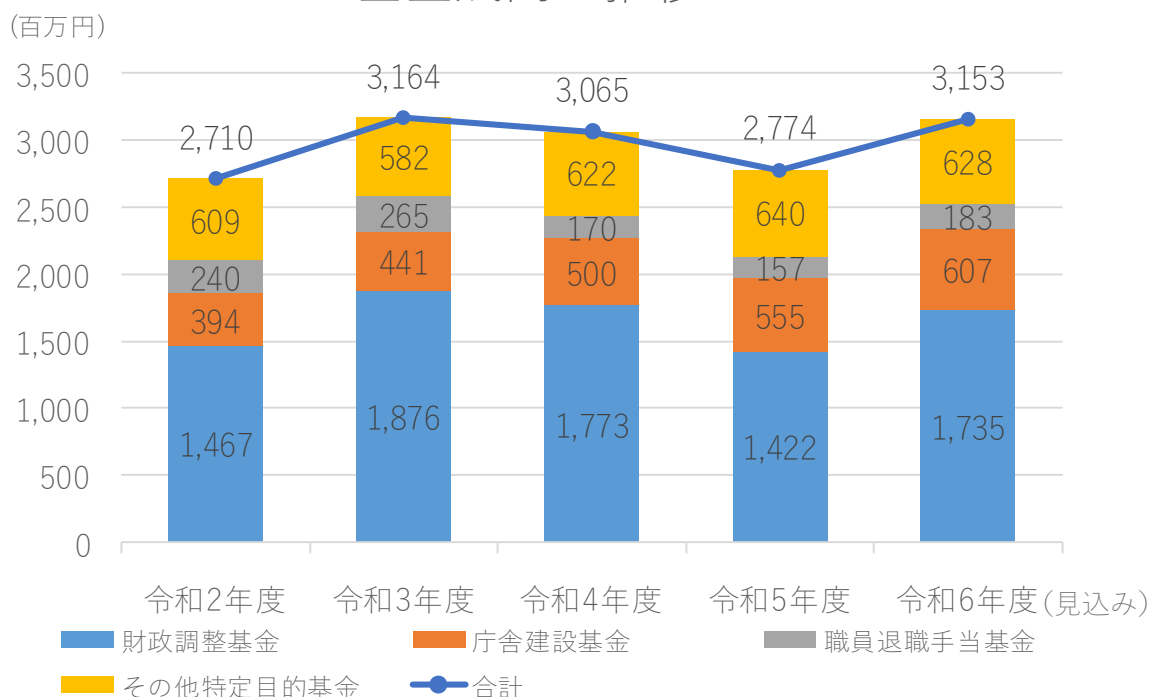
このようなことから、毎年度において歳出が歳入を上回り、財政調整基金からの繰り入れが必要となり、今後、公共施設の老朽化への対応や、近年全国で頻発している大規模災害への対応に必要な財源を確保するため、引き続き財政の健全化に取り組む必要があります。

ウ 財政調整基金

財政調整基金の残高は、令和3年度や令和6年度のように国の交付税の追加があった年度には増加しているものの、恒常的に減少しており、これは各年度における経常的な支出に対して充当を行ってきた結果となっています。

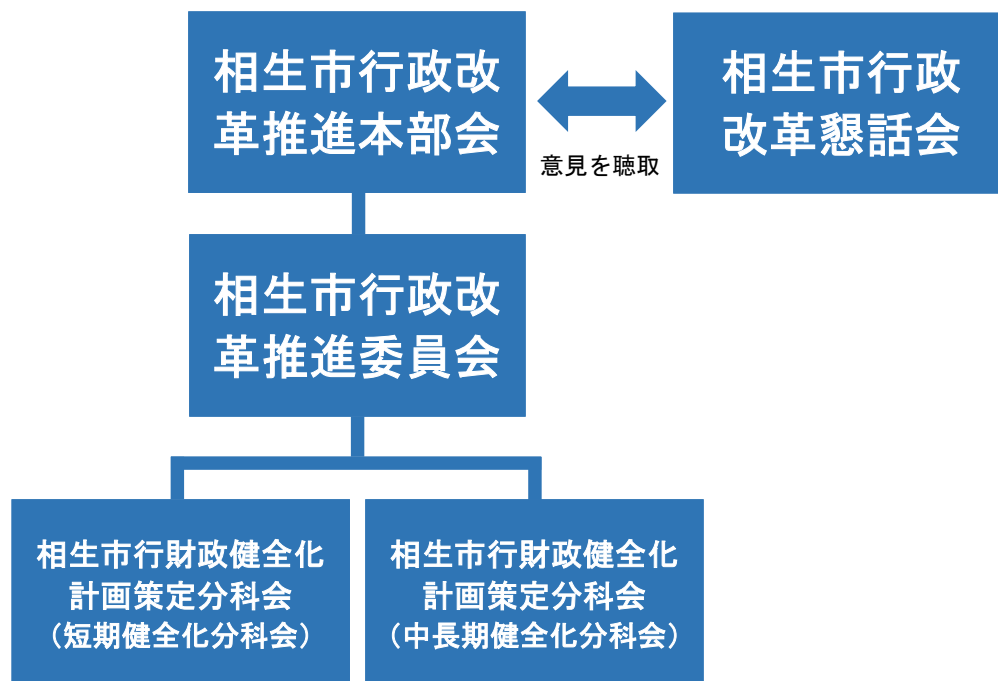
今後についても、看護専門学校建設費の償還金としての繰出金や公共施設等の長寿寿命化工事による投資的経費の増加が見込まれるなど、財政調整基金からの繰入金の増加が予測されることから、早急に収支均衡を図り、実質単年度収支黒字化を行う必要があります。

基金残高の推移



(4) 推進体制

相生市行政改革推進本部会により、全庁的な行政改革を推進します。



- ・ 相生市行政改革懇話会……………見識を有する者、公募による者
- ・ 相生市行政改革推進本部会……………市長、副市長、教育長、各部長
- ・ 相生市行政改革推進委員会……………各課長
- ・ 相生市行財政健全化計画策定分科会…監督職相当職
(短期健全化分科会) (中長期健全化分科会)

(5) 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

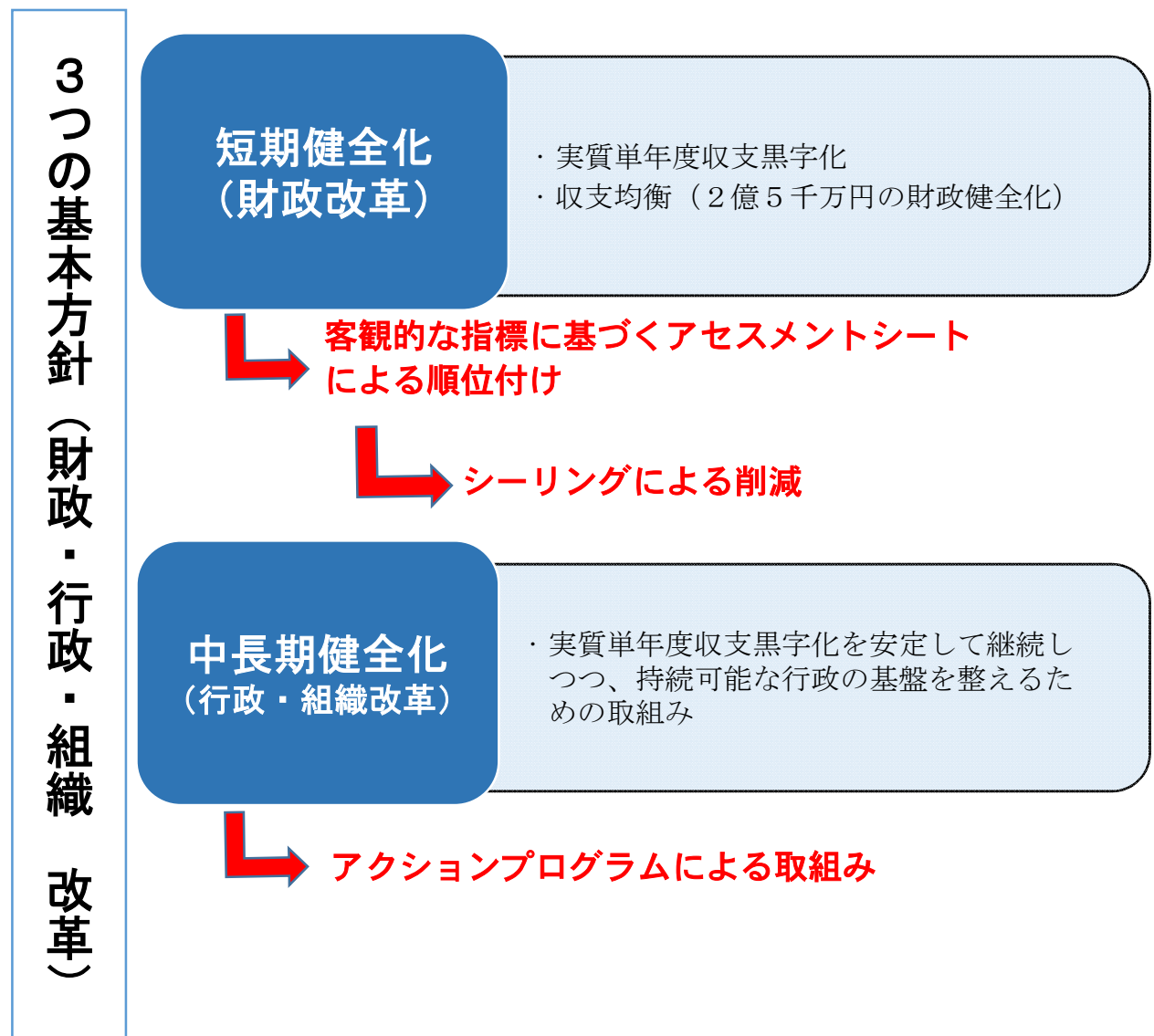
(6) 具体的な取組事項

現在の本市を取り巻く環境変化を踏まえ、今後5年間の計画期間に取り組むべき改革の方向性を3つの基本方針に基づいて短期健全化と中長期健全化に分け、監督職相当職の職員により構成する分科会において取組事項について議論を行いました。

これまでの第4期相生市行財政健全化計画までの取組事項は継続して行いつつ、新たな取組みにも果敢にチャレンジし、スピード感ある改革のための進捗管理を図りながら、未来につながる行財政改革を推進していきます。

短期健全化として、早急な実質単年度収支黒字化を目指すための取組みとして、「客観的な指標に基づくアセスメントシートによる順位付け」を実施し、事務事業の削減・縮小等の見直しを行い、「財政改革」による収支改善に取り組めます。

中長期健全化として、持続可能な行政の基盤を整えるための取組みとして、「行政改革」「組織改革」を推進する取組事項を示したアクションプログラムによる取組みを行います。



1 取組事項

短期健全化として、令和9年度当初予算編成時までに2億5千万円の収支改善を目指して取組みを行います。

(1) アセスメントシートによる再検証

(客観的評価指標による事務事業の順位付け)

アセスメントシートを活用し、既存の事務事業を「リセット」の視点で見直します。収支改善目標額として、一般財源の収支均衡を保つために抑制が必要な経常経費を2億5千万円として設定します。令和8年度、令和9年度当初予算編成時において、令和7年度当初予算比2億5千万円の収支改善を目指して取り組みます。

全ての事務事業を、細々節ごと(2,442項目)に細分化し、アセスメントシートの客観的評価指標20項目により、事務事業の順位付けを行います。当該結果を基に事務事業の削減、縮小等の見直しを行います。

※2億5千万円の収支改善

令和7年度当初予算編成時において、緊急削減により約3億円の経費削減を図ったが、なおも5億5千万円の一般財源不足が生じた。その不足額に投資的経費分として3億円の財政調整基金を充当。その他の2億5千万円は、他の基金等の活用により収支均衡を図った。そのため、恒常的に不足している収支不足額を設定値とした。

(2) シーリングによる削減

アセスメントシートによる順位付けにより、削減や縮小を行ってもなお、目標(収支均衡)を達成できない場合については、シーリングプロセスによりシーリング(各部一般財源予算に対しての比率でシーリング)を実施します。

2 アセスメントシートによる再検証 (客観的評価指標による事務事業の順位付け)

(1) 目的

実質単年度収支黒字化の早期達成に向け、20項目の評価指標により、各種事業間の優先順位付けを行うことを目的とする。

No.	評価指標	選択肢
1	対象経費① (義務的経費・裁量的経費) (法律の義務付け)	裁量経費のみ 一部裁量経費あり 義務的経費のみ(法律で実施が義務付けられている 予算でない) 義務的経費のみ(全て法律で実施が義務付けられて いる予算である)
2	対象経費② (内部管理事務)	市の内部管理事務に係る予算である 市の内部管理事務に係る予算でない
3	対象経費③ (市民の生命・財産保護)	市民の生命・財産保護に係る予算である 市民の生命・財産保護に係る予算でない
4	対象経費④ (社会的・経済的弱者保護)	社会的・経済的弱者保護に係る予算である 社会的・経済的弱者保護に係る予算でない
5	対象経費⑤ (市有財産管理事務)	市有財産の管理等に係る予算である 市有財産の管理等に係る予算でない
6	事業に対する対象人口	10,001人以上 5,001人～10,000人 2,501人～5,000人 0人～2,500人
7	予算(細々節)に対する 対象者・受益者	対象者・受益者が限定されていない 対象者・受益者が限定されている
8	補助の有無	全額 1/2以上全額未満 1/4以上1/2未満 1/4未満 市単独
9	予算措置の変化(R7年度予算)	前年度より予算額が減少 前年度より予算額が増加 同額

第2章 短期健全化

		臨時経費による一時的な増加 新規事業
10	予算執行状況(R5 年度決算)	予算未執行 予算の執行がある 新規事業
11	他都市の状況	全国・兵庫県統一的に実施 西播市町いずれかが実施 実施なし
12	事業期間	事業開始後4年未満 事業開始後4年以上7年未満 事業開始後7年以上10年未満 事業開始後10年以上
13	目標年度(終期)の有無	目標年度(終期)4年未満 目標年度(終期)4年以上7年未満 目標年度(終期)7年以上10年未満 目標年度(終期)10年以上
14	国・県基準との比較	国・県基準どおり 国・県基準より上乘せがある 比較できない・不明
15	行政評価(R5 年度評価)における総合評価	A(拡大) B(現状のまま継続) C(改善見直しのうえ継続) D(縮小) E(廃止) 評価対象でない(新規事業を含む) 第三者評価委員会の評価が拡大
16	積算根拠の透明化	積算根拠が明確・説明可能 積算根拠が不明確・説明不可能(一者随意契約含む)
17	適正な受益者負担	受益者負担あり・受益者負担を求めるものではない 受益者負担なし
18	適正な所得要件	所得要件あり・所得要件を求めるものではない 所得要件なし
19	団体決算による繰越金の額	補助額以上の繰越金を有する団体が1団体でもある (団体の)繰越金が補助額以下・補助金の予算ではない
20	実施計画(R7～R9)への記載	記載あり 記載なし

3 アセスメントシートの指標の説明、考え方

(1) 対象経費①

ア 対象経費が「義務的経費」であるか「裁量的経費」であるかを選択。

さらに、「義務的経費」については、法律で実施が義務付けられている予算であるかどうかを選択。「C:義務的経費のみ(法律で実施が義務付けられている予算でない)」には、節(細々節)の一部が法律で義務付けられている場合を含む。

※義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、法律などで支出が義務付けられており、任意に削減できない硬直性の強い経費を示す。(人件費、扶助費、公債費)

※裁量的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、政策によって柔軟に増減できる裁量性の高い経費を示す。(物件費、補助費など義務的経費以外)

※一部裁量経費ありとは、扶助費等で法律で義務付けられた基準よりも上乗せをして支払っている経費がある場合を示す。

(注1) 指標No.1『対象経費①』で「D:義務的経費のみ(全て法律で実施が義務付けられている予算である)」を選択した場合は、No.2以降の指標について回答不要

(2) 対象経費②

ア 対象経費が「内部管理事務にかかる予算である」かどうかを選択。

※内部管理事務とは、市役所内部の事務(財務会計事務・給与労務管理等)であり、旅費や市職員が使用する事務用品の消耗品費等が内部管理事務にかかる経費

(注2) 指標No.2『対象経費②』で「A:市の内部管理事務にかかる予算である」を選択した場合は、No.3以降の指標について回答不要

(3) 対象経費③

ア 対象経費が「市民の生命・財産の保護にかかる予算である」かどうか選択

(4) 対象経費④

ア 対象経費が、個人の力だけでは対処し得ない疾病や障害、経済的困窮などの不利な状況を軽減するための「社会的・経済的弱者保護にかかる予算である」かどうかを選択

(5) 対象経費⑤

ア 対象経費が「市有財産の管理等にかかる予算である」かどうかを選択

(6) 事業に対する対象人口

- ア 節（細々節）に対する対象人口を選択
（市民に限らず、市外の方も対象とする場合は、その人数を含む。）
 - イ 報酬、報償費、旅費など、支給する対象が少人数である節（細々節）については、大事業にかかる対象人口を選択
- (7) 予算（細々節）に対する対象者・受益者
- ア 予算（細々節）について、対象者や受益者が限定されているかどうかを選択
 - イ 対象者や受益者がいない事業は「限定されていない」を選択
- (8) 補助の有無
- ア 予算（細々節）について、国・県・民間の補助がある場合には、その補助の割合を選択
 - イ 補助事業でない場合は「市単独」を選択
- (9) 予算措置の変化（R 7 年度予算）
- ア 令和 7 年度当初予算について、令和 6 年度当初予算と比較し減少又は増加しているかどうかを選択。変更がない場合は「同額」を選択
 - イ 令和 7 年度当初予算が一時的に増加している場合は、「臨時経費による一時的な増加」を選択
 - ウ 令和 7 年度からの新規事業については「新規事業」を選択
- (10) 予算執行状況（R 5 年度決算）
- ア 令和 5 年度決算について、執行状況を確認する指標です。予算（細々節）の執行がなかった場合は「予算未執行」を選択
 - イ 令和 6 年度からの新規事業については「新規事業」を選択
- (11) 他都市の状況
- ア 事業の実施状況について、「全国・兵庫県統一的に実施」又は「西播市町（赤穂市・たつの市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町）いずれかが実施」を選択
 - イ 分からない場合は「実施なし」を選択
- (12) 事業期間
- ア 令和 7 年 4 月 1 日の時点で事業開始から何年が経過しているか選択
- (13) 目標年度（終期）の有無
- ア 事業において設定した終期について、事業開始から何年で終了予定としているか選択
 - イ 目標年度（終期）が分からない場合は「目標年度（終期）10 年以上」を選択

(14) 国・県基準との比較

ア 事業において、市独自の給付、補助基準からの上乗せや対象者の拡大等を実施しているかどうかを確認する指標。「国・県基準どおり」又は「国・県基準より上乗せがある」を選択。それ以外の場合は「比較ができない・不明」を選択

(15) 行政評価（R 5年度評価）における総合評価

ア 令和5年度行政評価における総合評価内容を選択

イ 行政評価の対象となっていない事業や令和6年度からの新規事業については「評価対象でない（新規事業を含む）」を選択

ウ 令和4年度から令和6年度に、第三者評価委員会の評価を受けて「拡大」の評価とされた事業は「第三者評価委員会の評価が拡大」を選択

(16) 積算根拠の透明化

ア 予算（細々節）について、積算根拠が明確であるか説明が可能かどうかを確認する指標。「積算根拠が明確・説明可能」又は「積算根拠が不明確・説明不可能」を選択。「積算根拠が不明確・説明不可能」には、一者随意契約により行う事業を含む。

(17) 適正な受益者負担

ア 事業において、受益者負担の有無を確認する指標。「受益者負担あり・受益者負担を求めるものではない」又は「受益者負担なし」を選択

(18) 適正な所得要件

ア 事業において、所得要件の有無を確認する指標。「所得要件あり・所得要件を求めるものではない」又は「所得要件なし」を選択

(19) 団体決算による繰越金の額

ア 補助金において、「補助額以上の繰越金を有する団体が1団体でもある」又は「(団体の) 繰越金が補助額以下・補助金の予算ではない」を選択

※補助団体の決算において、剰余金が恒常的又は一時的に発生し、市が支払う補助金以上に繰越金が発生していないかどうかを確認。

(20) 実施計画（R 7～R 9）への記載

ア 予算（細々節）にかかる事業について、「実施計画（R 7～R 9）に記載あり」又は「実施計画（R 7～R 9）に記載なし」を選択

1 取組事項

中長期健全化として、具体的な取組事項と5年間での改革目標を明確に示すとともに、その進行管理を行うため、アクションプログラムによる取組を行います。

(1) アクションプログラム

アクションプログラムは、相生市行財政健全化計画の基本方針にある、持続可能な行政経営の基盤を整えるため、「財政改革」に加え、「行政改革」「組織改革」を推進するため、具体的な取組事項と5年間での改革目標を明確に示すとともに、その進行管理を行うために策定するものです。

構成は、上記3つの改革を推進するための計画の柱ごとに、「推進項目」「取組内容」「スケジュール」「目標」を記載し、健全化に向けて取り組みます。

毎年度、進行管理を行いながら、取組を進める上で必要であれば、計画期間中においても見直しを行います。

計画の柱	推進項目
時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営	DX 推進による行政サービスの向上
	多様な主体との協働・連携
組織運営の最適化と人材育成の推進	組織体制の向上
	職員の人材育成
	人事管理の推進
経営感覚を持った持続可能な財政運営	歳入の確保・強化
	歳出抑制の推進
	財産の適正管理と有効活用

2 アクションプログラム

計画の柱	1	時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営
推進項目	1-1	D X推進による行政サービスの向上

取組の必要性	D X推進による市民サービスの向上及び業務の効率化
--------	---------------------------

取組項目	オンライン申請の推進				
取組内容	いつでもどこでも行政手続が申請できるよう、行政手続のオンライン化を進める。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	国が推進する業務の検討	国が推進する業務の検討、実施	・国が推進する業務の実施 ・効果検証	・効果検証	・検討、実施
主な目標 (効果額)	「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」オンライン化率100%				

取組項目	文書の取扱方法の見直し				
取組内容	電子決裁を導入し、ペーパーレス化を推進する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	先進自治体における取組内容の調査、研究	他システムとの連携及び実施範囲等調査、研究	連携方法や運用効果等の調査、研究及び協議	連携方法や運用効果等の協議	運用形態及び導入方針など庁内調整、運用開始
主な目標 (効果額)	ペーパーレス化により、紙削減を図る。				

取組項目	電子契約の導入				
取組内容	電子契約の導入について検討し、契約事務に係る時間短縮や効率化、また、郵送料の軽減を図る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	・導入検討 ・効果検証	システムの検証等	システムの導入		
主な目標 (効果額)	契約関係コストの削減				

第3章 中長期健全化

計画の柱	1	時代の変化に対応した効果的で効率的な行政運営
推進項目	1－2	多様な主体との協働・連携

取組の必要性	多様な主体が市政に参画・協働する体制づくり				
取組項目	ボランティアの活用による効果的、効率的な公園等管理				
取組内容	公園周辺の企業や任意団体（有償ボランティア）の協力により、持続可能な公園等の維持管理体制を構築する。				
スケジュール	R8 既存団体への意向調査	R9 新規団体への意向調査	R10 制度設計	R11 	R12 モデル公園で試験実施
主な目標（効果額）	3公園の実施				

取組項目	直営施設の運営の見直し				
取組内容	直営施設（文化会館、体育館など）の運営について、指定管理者制度、民間譲渡などの運営手法の見直しに取り組む。				
スケジュール	R8 適切な運営方法の調査、検討	R9 適切な運営方法の決定	R10 実施へ向けた調整	R11 運営管理者の選定、準備	R12 決定した経営手法での運営開始
主な目標（効果額）	効果的な運営によるサービスの充実				

取組項目	塵芥収集業務の適正化				
取組内容	塵芥収集業務について調査、検討を行い、業務体制の見直しを図る。				
スケジュール	R8 業務体制の調査、精査、方針決定	R9 方針に基づく、業務体制の構築	R10 	R11 新しい業務体制の運用開始	R12 
主な目標（効果額）	業務体制を精査し、業務改善等による最適な人員体制の構築				

第3章 中長期健全化

HYOGO
AIOT CITY

取組項目	民間サウンディングの実施				
取組内容	市が実施を検討する様々な事業に対し、積極的に民間事業者から広く意見や提案を求めるサウンディング調査を実施する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	サウンディング調査に関する職員研修	サウンディング調査実施業務の検討	サウンディング調査の実施		
主な目標 (効果額)	サウンディング調査の結果を踏まえた効率的かつ効果的な業務の遂行				

取組項目	民間提案制度の実施				
取組内容	民間事業者から、社会や地域の課題解決につながるアイデアやノウハウなどの提案を求めることにより事業化を図る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	民間提案制度に関する職員研修	民間提案制度運用指針の検討、策定	運用指針の策定	実施	
主な目標 (効果額)	民間からの提案を踏まえた効率的かつ効果的な業務の遂行				

取組項目	土地利用の拡大				
取組内容	企業誘致を推進するため、特別指定区域制度や地区計画制度を活用した市街化調整区域の規制緩和を行うことで、土地利用を誘導する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	規制緩和手法、対象地域の調査、検討	規制緩和手法、対象地域の決定	規制緩和手続に係る関係機関協議		実施
主な目標 (効果額)	規制緩和実施地域2箇所				

第3章 中長期健全化

計画の柱	2	組織運営の最適化と人材育成の推進
推進項目	2-1	組織体制の向上

取組の必要性	複雑多様化する事務事業や市民ニーズへの対応
--------	-----------------------

取組項目	職員の弾力的な配置				
取組内容	繁忙期など担当部署で業務の処理が難しい場合、応援職員を要望する 手続を制度化し、部内外の職員の応援配置を行う。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	他 部 署 応 援 制度の手続、 ルールに関 る要領作成	他 部 署 応 援 制度の運用 開始			
主な目標 (効果額)	応援体制を整備し、職員の負担軽減及びスピード感のある行政運営を 行う。				

取組項目	人材の確保採用試験の見直し				
取組内容	受験資格（最終学歴、年齢制限）や試験方法を見直すことにより、専門的知識を持った職員や幅広い人材の確保を図る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	採用条件や 試験方法の 見直し				
主な目標 (効果額)	行政課題解決に必要な優秀な人材の確保				

取組項目	総合窓口の設置				
取組内容	庁内の窓口業務を集約し、ワンストップサービスを提供するととも に、外部委託を検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	業務内容、業 務量及び連 携可能業務 等調査研究	・実施形態 やシステム 連携の検討 ・効果検証	・窓口体制、 庁内システ ム関係及び 例規整備	運用開始	
主な目標 (効果額)	市民サービスの向上 人件費の削減				

第3章 中長期健全化

取組項目	専門的業務経験者の配置				
取組内容	コスト削減や歳入確保の効果が期待できる業務（D X、徴収、ふるさと納税等）に、民間企業経験者などの専門性を有した職員を配置する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	・ 先進事例、 庁内ニーズ 調査 ・ 対象業務 の精査、効果 検証 ・ 任用方法 等の検討	・ 例規整備 ・ 勤務条件 等の精査 ・ 職員募集	専門人材の 採用、配置		
主な目標 (効果額)	専門的な人材を登用し、市民サービスの向上を図る。				

計画の柱	2	組織運営の最適化と人材育成の推進
推進項目	2-2	職員の人材育成

取組の必要性	行政サービスの質を向上し継続的に提供するため
--------	------------------------

取組項目	職員の人材育成				
取組内容	研修の強化を図り、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、業務遂行に当たり有用と認められる自己啓発のための資格取得に係る経費の助成について検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	・行政課題 やトレンド 調査及び研 修への反映 ・資格等取 得助成のニ ーズ調査、制 度設計	・資格等取 得助成制度 運用開始			
主な目標 (効果額)	研修メニューのブラッシュアップ 資格等取得費用助成制度の構築による職員の資質向上				

第3章 中長期健全化

取組項目	人事交流の実施				
取組内容	行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、組織の活性化を図るため、外部組織との人事交流を実施する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	先進事例、庁内ニーズ調査	・効果検証 ・制度設計	・希望者募集 ・外部組織との調整	人事交流実施	
主な目標 (効果額)	外部組織との人事交流により、市政に資するための幅広い視野と人的ネットワークの構築を図る。				

取組項目	業務改善への意識づけ				
取組内容	業務改善への意識づけを図るため、個人目標・自己評価シートへの記載など、職員自ら業務改善に取り組む仕組みを作る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	仕組みの構築	取組みの実施			
主な目標 (効果額)	職員個々の業務改善意識の向上と効果的な実績により、業務効率の向上を図る。				

計画の柱	2	組織運営の最適化と人材育成の推進
推進項目	2-3	人事管理の推進

取組の必要性	ワークライフバランスの充実による職員のモチベーション向上
--------	------------------------------

取組項目	働き方改革の推進				
取組内容	仕事と生活の両立を図るため、週休3日制、フレックスタイム制、在宅勤務制度などの導入について研究、検討を行う。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	先進事例調査	効果検証	例規、体制整備	運用開始	
主な目標 (効果額)	職員の働きやすい職場環境を整備し、職員のウェルビーイングの向上を図る。				

第3章 中長期健全化

HYOGO
AIOT CITY

取組項目	高齢期職員の効果的な活用				
取組内容	定年延長に伴う高齢期職員について、豊富な経験と知識を活かし、高いパフォーマンスを発揮できるような職場環境の整備を行う。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	高齢期職員に対する人事評価制度等の研究、整備	活用したい能力や知識等の意向調査	高齢期職員自身の能力と上司等の期待の確認、マッチング		
主な目標 (効果額)	高齢期職員が高いパフォーマンスを発揮する環境を整える。				

計画の柱	3	経営感覚を持った持続可能な財政運営
推進項目	3-1	歳入の確保・強化

取組の必要性	厳しい財政状況を踏まえ、さらなる歳入確保・強化が必要
--------	----------------------------

取組項目	施設使用料の定期的な見直し				
取組内容	物価高騰等による施設の維持管理経費が増加しているため、利用者が負担している額が適正か検証し、必要な場合は使用料を見直す。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	見直し対象施設の検討、調整	使用料の設定	使用料の改定		
主な目標 (効果額)	適正な受益者負担の確保				

取組項目	徴収率の向上と滞納繰越額の削減				
取組内容	市税や各種料金等の未納者に対する督促、催告について、新たな手法の導入により債権回収の強化を図る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	新たな手法の調査、検討	実施			
主な目標 (効果額)	5年で滞納繰越額10%以上削減				

第3章 中長期健全化

HYOGO
AIOT CITY

取組項目	ふるさと納税の推進				
取組内容	クラウドファンディング型ふるさと納税の導入や専門部署の設置などにより、ふるさと納税を推進する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	現状分析と先進事例の研究	・効果検証 ・新たな手法の検討	専門人材の確保や専門部署の設置の検討	実施	
主な目標 (効果額)	歳入確保と地域活性化に向けて、ふるさと納税の創意工夫や新たな取組みを推進する。				

取組項目	広告収入の拡大				
取組内容	市が発注している封筒等への企業広告の記載や公共施設等の広告媒体としての可能性を検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	先進事例の検討、対象印刷物等の整理	広告募集			
主な目標 (効果額)	広告収入の確保				

取組項目	ネーミングライツの導入				
取組内容	公共施設等へのネーミングライツの導入を検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	先進事例の 検討、対象施 設等の整理	広告募集			
主な目標 (効果額)	ネーミングライツ料の確保				

第3章 中長期健全化

HYOGO
AIOT CITY

取組項目	遊休資産、土地の利活用				
取組内容	遊休資産、土地について、サウンディング調査など民間の意見を取り入れながら、積極的に売却や貸付を進め利活用を図る。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	対象施設の検討	民間活用調査の実施	利活用開始		
主な目標 (効果額)	歳入確保				

計画の柱	3	経営感覚を持った持続可能な財政運営
推進項目	3-2	歳出抑制の推進

取組の必要性	厳しい財政状況を踏まえ、さらなる歳出抑制が必要
--------	-------------------------

取組項目	公用車の管理、調達方法の見直し				
取組内容	老朽車両の更新に当たり、リース方式の導入を検討するとともに、電気自動車など環境に配慮した車両の導入を進める。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	更新方法によるコストの試算	更新方法や更新車両の種別を含めた更新計画の見直し			
主な目標 (効果額)	公用車の管理、調達コストの縮減				

第3章 中長期健全化

HYOGO
AIOT CITY

計画の柱	3	経営感覚を持った持続可能な財政運営
推進項目	3-3	財産の適正管理と有効活用

取組の必要性	施設の維持管理、更新コストを削減するため
--------	----------------------

取組項目	市営住宅等の統合、廃止				
取組内容	相生市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の統合建替を推進するとともに、その他住宅の今後のあり方を検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	・市営住宅 統合建替の 推進 ・その他住 宅のあり方 検討、調整				
		・その他住 宅の方針決 定、入居者へ の周知	・その他住 宅の入居者 への周知、取 組みの実施	・その他住 宅の取組み の実施	
主な目標 (効果額)	トータルコストの削減 (効果額) 20,000 千円				

取組項目	公共施設の包括管理				
取組内容	公共施設の保守点検、清掃、修繕等の管理業務を一括して委託する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	庁内で業務 内容調査	庁内関係課 で検討、調整	発注仕様書 の作成、業者 選定		
主な目標 (効果額)	トータルコストの削減				

取組項目	庁舎の維持管理コストの削減				
取組内容	リース方式等の導入など、庁舎の建替えも含めた維持管理コストの削減方法を検討する。				
スケジュール	R8	R9	R10	R11	R12
	コスト試算	コスト比較等による方法等の検討			
主な目標 (効果額)	庁舎維持管理コストの縮減				

資料集

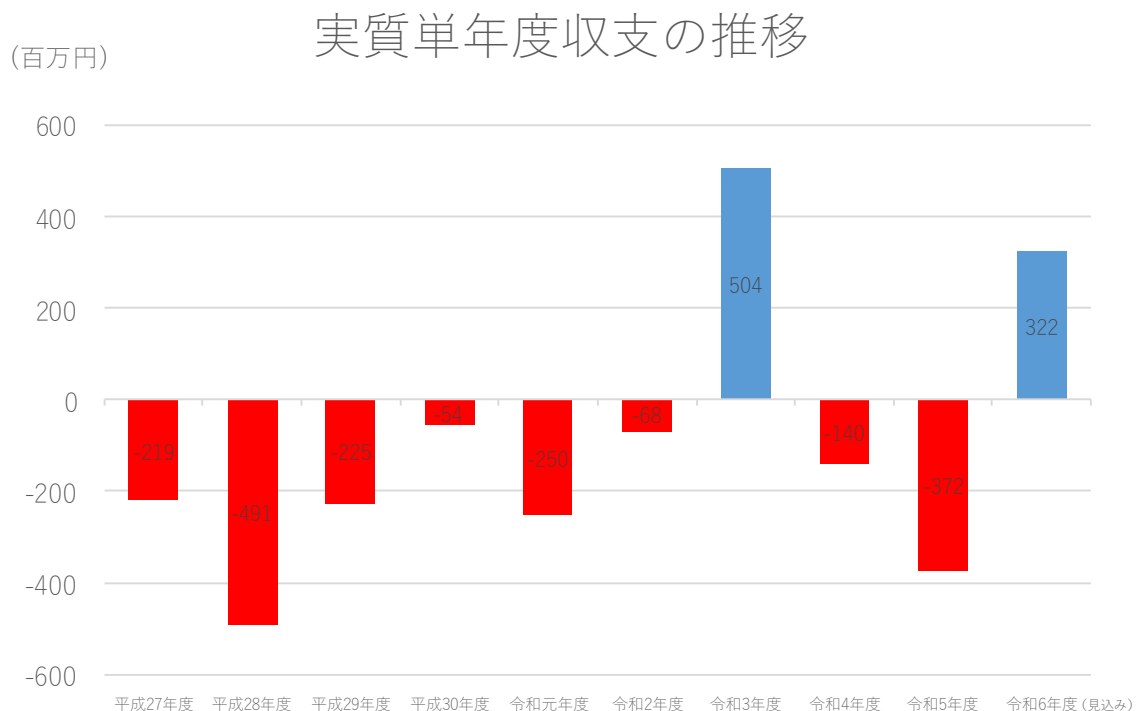
これまでの行財政健全化

(1) 行財政改革の経過と取組みの成果

本市は、平成17年度に「相生市財政SOS宣言」を発し、平成18年度から5年間の第1期相生市行財政健全化期間において、平成17年度一般会計当初予算額対比20%の総額抑制を行いました。

また、平成23年度から5年間の第2期相生市行財政健全化期間において第1期の取組みを継承しつつ「子育て応援都市」を宣言し、子育て・定住促進施策『11の鍵』の実施により人口の社会減少の抑制、平成28年度から令和2年度の第3期相生市行財政健全化期間においては、緊急予算規模削減対策などの取組みにより、約8億6千万円の削減効果を生み出しました。

さらに、令和3年度から令和7年度の第4期行財政健全化計画においては財政調整基金10億円以上確保、将来負担比率100%以下を数値目標とし実質単年度収支黒字化を計画目標とする中、財政調整基金、将来負担比率については数値目標の達成を見込み、実質単年度収支黒字化については令和3年度、令和6年度（見込み）において達成し、持続可能な財政運営を目指す取組みを進めているところです。

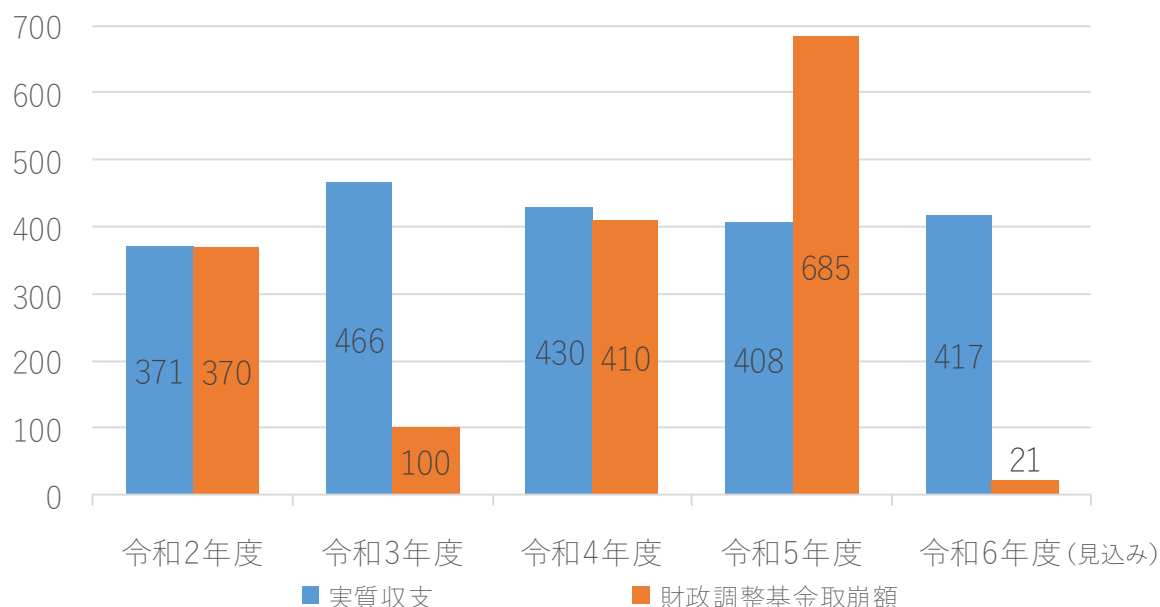


(2) これまでの行財政健全化の数値目標及び成果

平成 1 7 年度	「相生市財政 SOS 宣言」
平成 1 8 年度 から 平成 2 2 年度	第 1 期相生市行財政健全化計画 平成 1 7 年度一般会計当初予算総額に対して 2 0 %削減 を目標→達成
平成 2 3 年度 から 平成 2 7 年度	第 2 期相生市行財政健全化計画 相生市活力上昇計画 財政指数に関する基準値（実質公債費比率、将来負担比率、 経常収支比率、財政調整基金残高、起債残高）、職員数に関 する基準値の目標数値設定→概ね達成（経常収支比率、起 債残高除く）
平成 2 8 年度 から 令和 2 年度	第 3 期相生市行財政健全化計画 「持続可能な財政運営を目指して」 財政調整基金 1 0 億円以上確保、プライマリーバランスの 黒字化を目標→達成
令和 3 年度 から 令和 7 年度	第 4 期相生市行財政健全化計画 「持続可能な財政運営を目指して」 財政調整基金 1 0 億円以上確保、将来負担比率 1 0 0 %以 下を目標→達成（見込み）

実質収支の推移

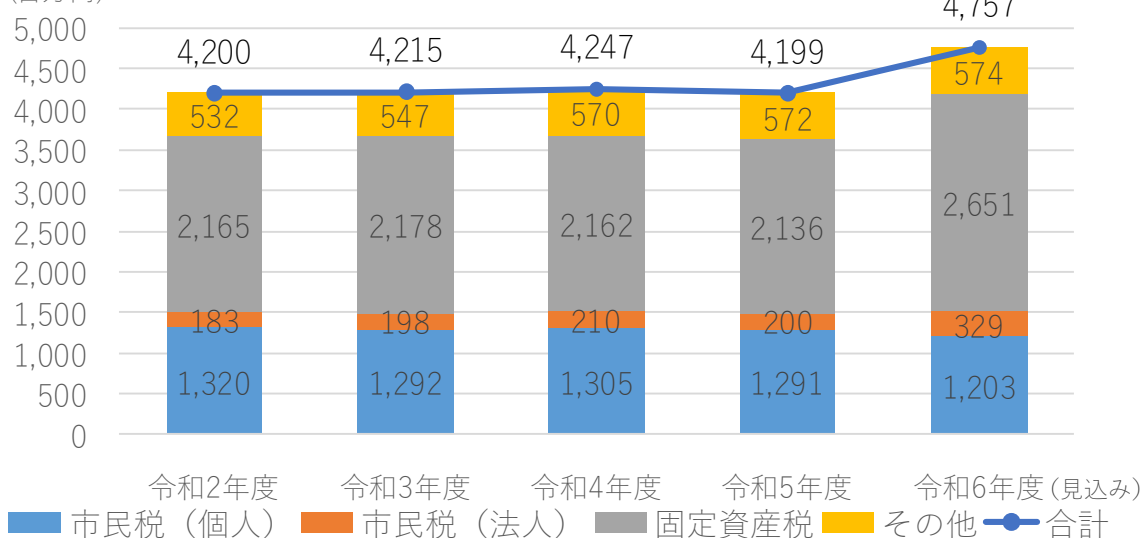
(百万円)



実質収支は、歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、地方公共団体の黒字・赤字団体の区分の指標となります。

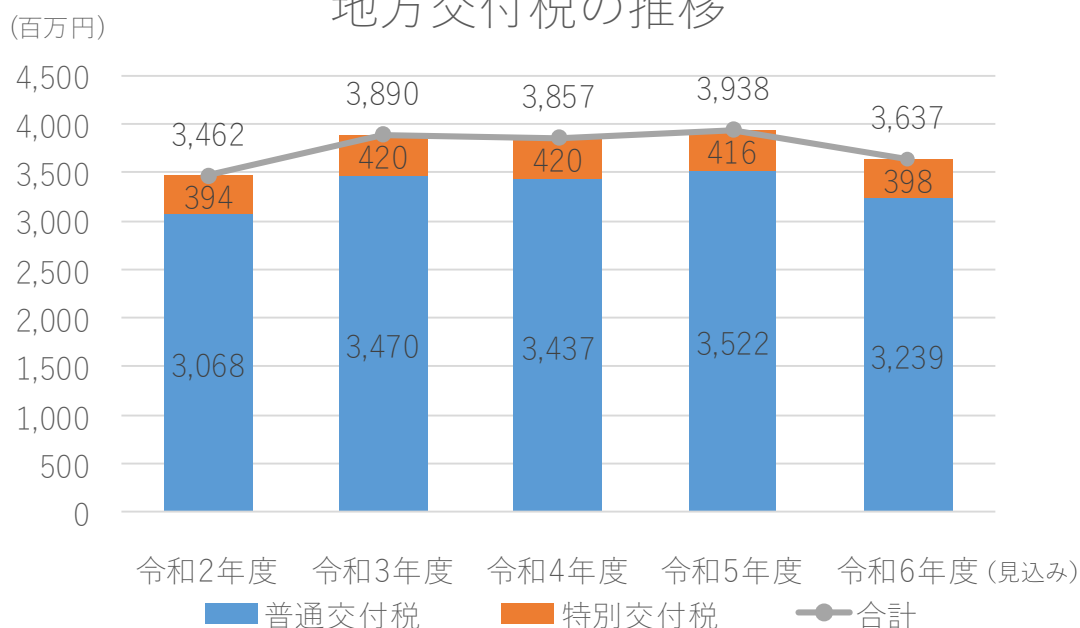
市税の推移

(百万円)



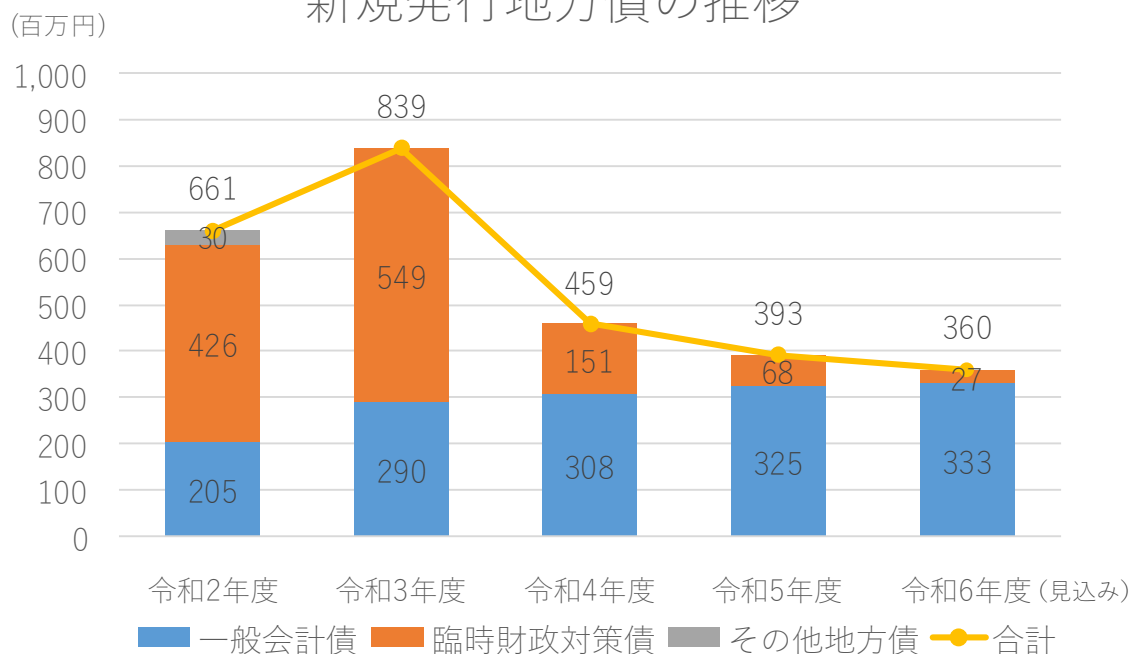
歳入の約30%を占める市税については、近年横ばいの傾向にありますが、高齢化に伴う労働人口の減少による市民税の減収等が今後予想されます。

地方交付税の推移



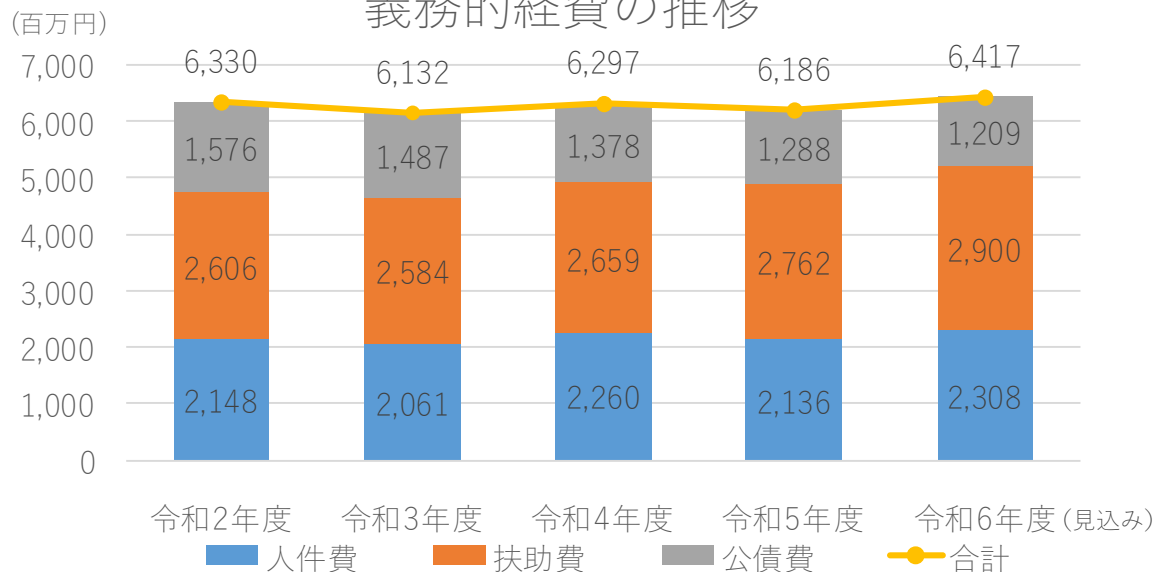
地方交付税については、近年増加傾向にあり、歳入総額に占める地方交付税の割合は約25%と高い比率となっています。

新規発行地方債の推移



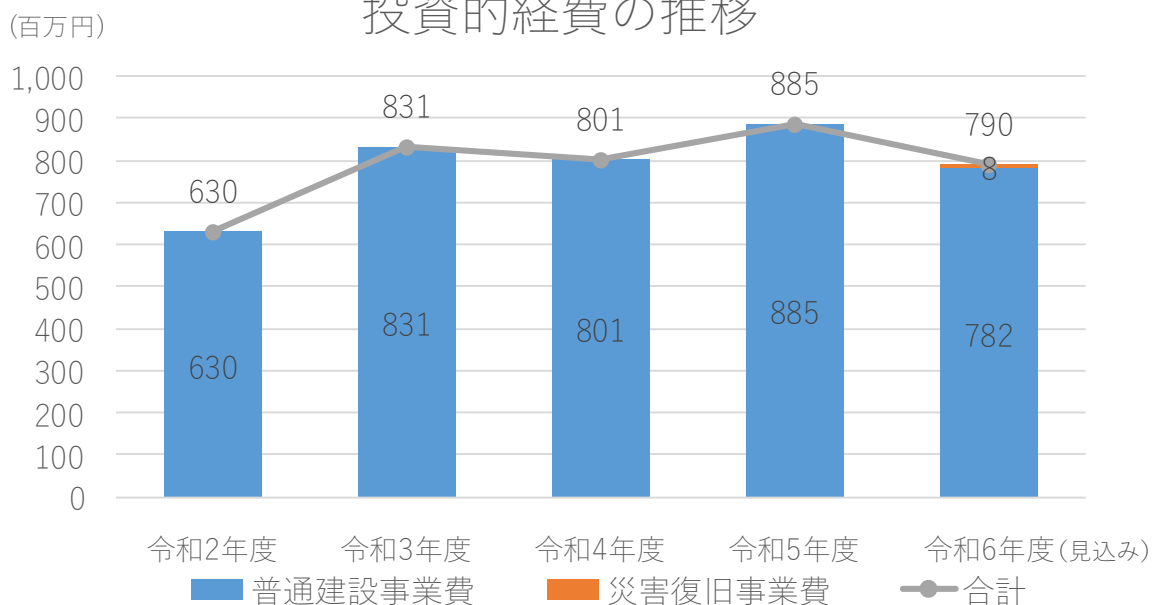
地方債の発行は、近年増加傾向にあり、今後も公共施設等の適正管理の財源として地方債の発行を予定しており、後年度の財政運営に大きな影響をもたらすことから、地方債の発行について、適正に管理していく必要があります。

義務的経費の推移



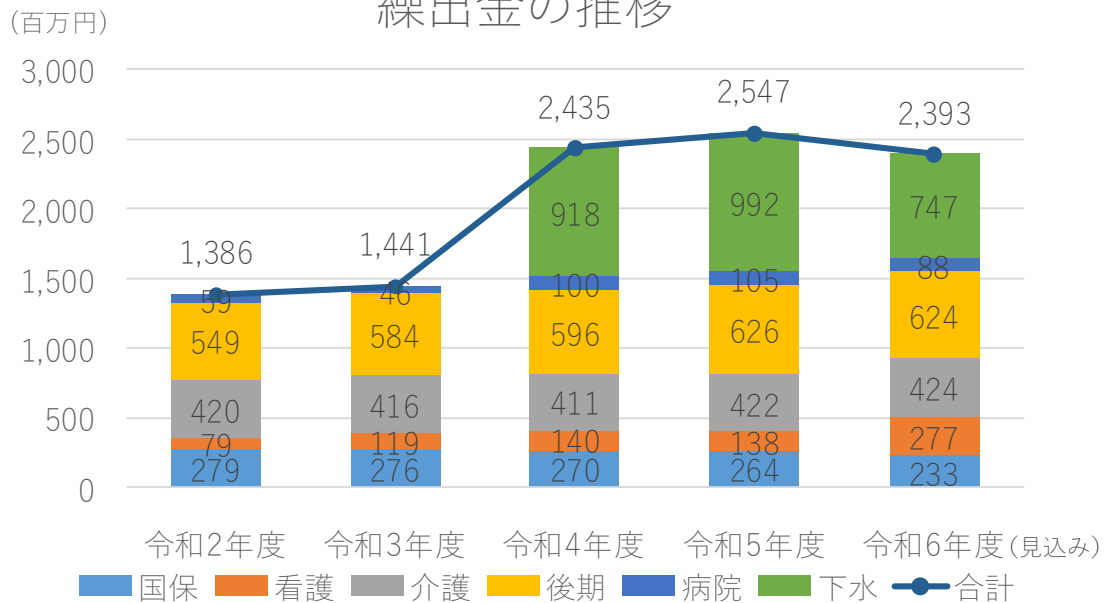
人件費は、定員適正化計画に基づき、職員の適正化に努めてきたものの、令和6年度における給与改定等の影響により増加傾向となっています。扶助費は、障害福祉サービス等給付費や施設型給付費などの社会保障費が増加傾向となっています。公債費は、過去に実施した事業の財源として発行した地方債の償還が進んだことにより、減少傾向となっています。

投資的経費の推移



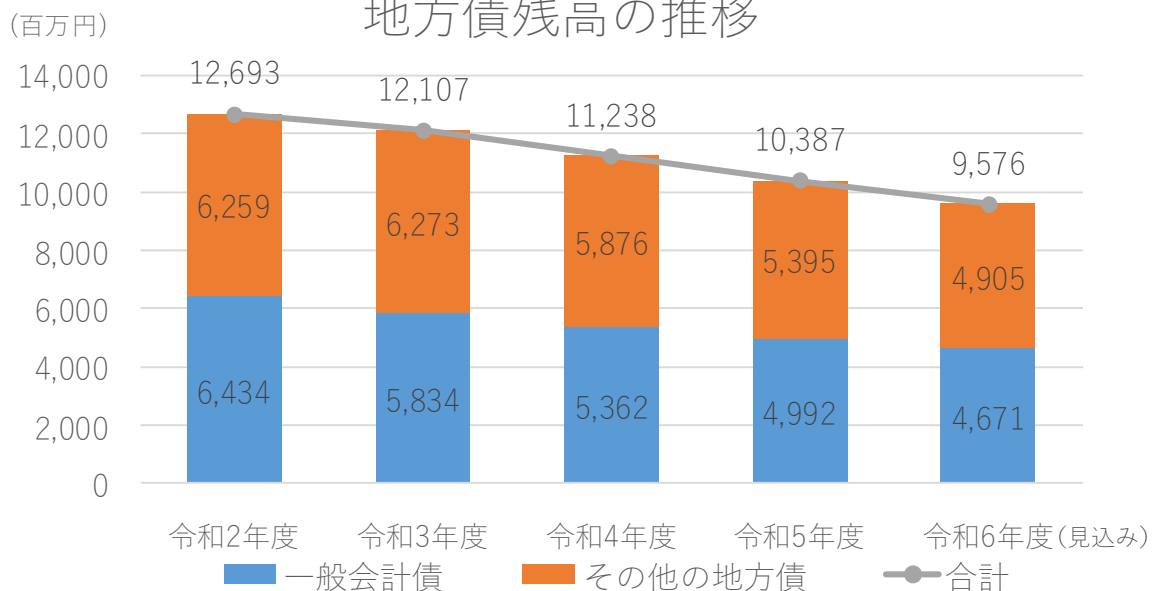
投資的経費は、公共施設整備工事の実施などにより増加傾向にあり、今後も老朽化が進む公共施設等の長寿寿命化工事の増加や近年頻発する大規模災害への対応経費の増加が見込まれます。

繰出金の推移



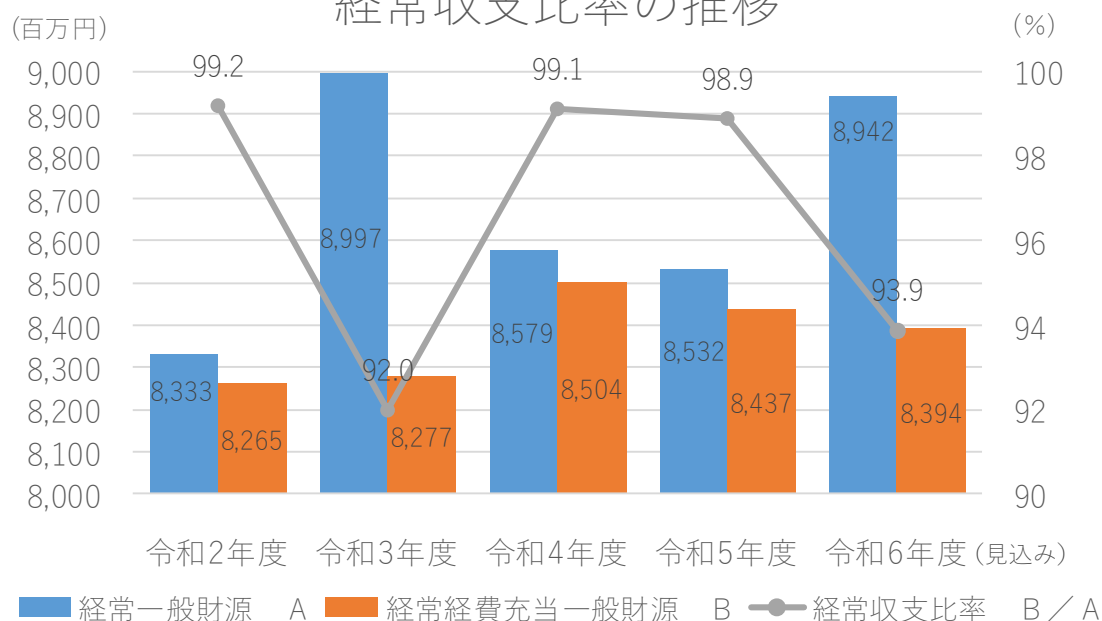
繰出金は、過去の下水道整備の財源として発行した地方債の償還に係る経費を繰り出しているため、下水道事業会計への繰出金が多くなっています。また、高齢化の影響に伴い、介護保険特別会計や後期高齢者医療保険特別会計に係る繰出金が増加傾向となっています。

地方債残高の推移



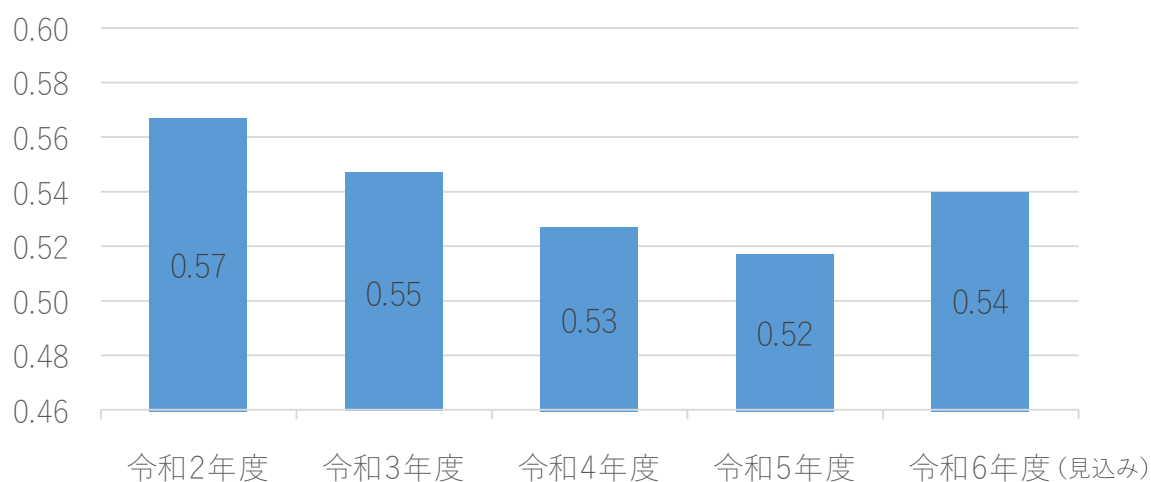
地方債残高は、第4期行財政健全化計画に基づき、地方債の発行額をその年度の公債費の元金償還額以下に抑制したことなどにより、着実に減少しています。

経常収支比率の推移



経常収支比率は、経常経費充当一般財源（経常経費に充当された経常一般財源）である扶助費等の増加に伴い、90%以上と非常に高い数値で推移しており、財政の硬直化が顕著となっています。

財政力指数の推移



財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強さを示す指標で、相生市は地方交付税に依存する体質となっており、今後も同様の数値で推移する見込みとなっています。

歳入歳出等決算額の推移

(単位：百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
歳 入	16,550	14,776	14,857	14,823	14,865
歳 出	16,138	14,263	14,292	14,344	14,248
歳 入 - 歳 出	412	513	565	479	617
実質単年度収支	▲68	504	▲140	▲372	322

実質収支

歳入と歳出の差し引きから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引きしたもの。通常、「黒字団体」「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。人件費など毎年度経常的に支出される経費に対して、毎年度経常的に収入される税金などがどの程度充当されているかをみることにより、弾力性を判断する。この比率が高いほど弾力性が低いことを示す。

実質公債費比率

一般会計だけでなく公営企業会計などに対する繰出金など、実質的な借金の返済額が標準財政規模（市町村が自由に使える財源の標準的な規模）に占める割合を示す指標。18%以上になると地方債の発行に許可が必要となる。

将来負担比率

一般会計などが将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合を示す指標。市では350%以上になると早期健全化のための計画策定が必要となる。

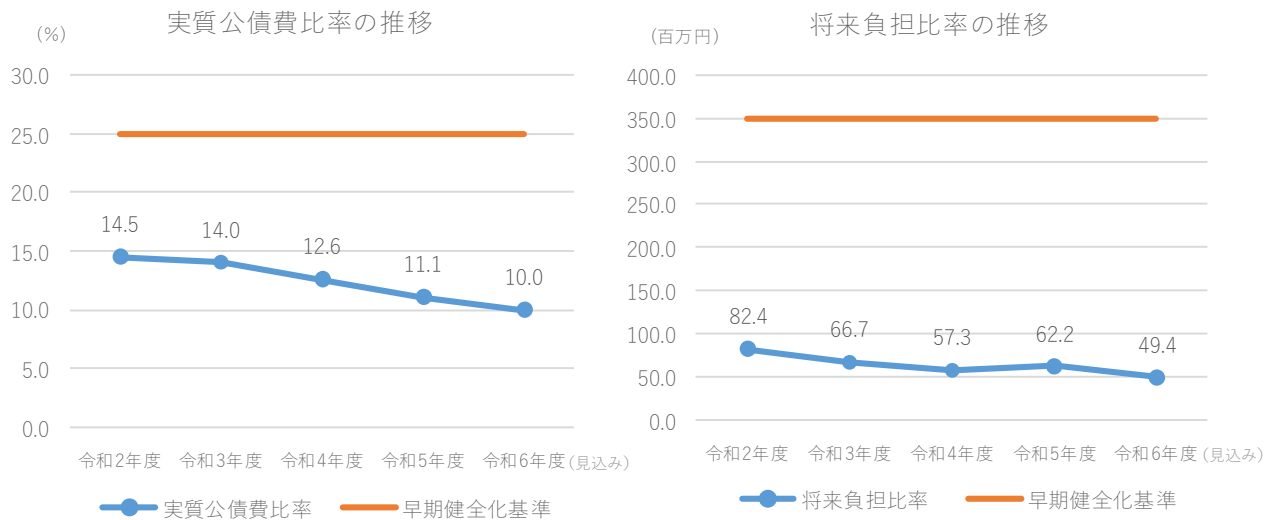
財政調整基金

余裕がある財源を積み立て、不足する財源を取り崩すことで、財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

地方債

地方公共団体が、公共施設や道路の整備などに対して借入を行ったことによって負担する長期の債務。

健全化判断比率の推移



令和6年度決算に基づく健全化判断比率(見込み)

指 標	相 生 市	早期健全化基準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	13.59%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.59%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	10.0%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	49.4%	350.0%	

令和6年度の健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも、全ての会計において実質赤字が生じていないため、計上がありません。

また、実質公債費比率が10.0%、将来負担比率が49.4%であり、第4期行財政健全化計画に基づいた地方債発行抑制等の取組によって、減少傾向となっています。

しかしながら、今後、公共施設等の長寿命化工事などの財源として、地方債の発行が見込まれるため、引き続き健全な財政運営を行う必要があります。

